

平成27年度 第14回政策推進会議報告

日時 10月20日 9時30分～10時28分
場所 4-1会議室
出席者 20人

1 「今後の超少子高齢社会に対応するための行政執行体制の在り方について ～ 行政サービスの更なるアウトソーシングの導入に向けた基本的方向性 ～」について

総務局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・今後の予定として、来年度の調査、分析の以降に具体案が固まると思うが、行財政改革の改革改善項目としてどのように頭出ししていくのか。

今のところの方針であるため、どこの部署をどうするかという細かいところまでは出ていない。プロジェクトの見直しのときに出来たらと思っており、これだけを単独で行財政改革の項目としてどう出していくかは、十分に議論できていない。

(市長)これが行政改革であることは間違いないが、財政的な効果としては、見込みを立てることが難しい。

- ・例えば、市民課の窓口を一部委託するが、委託効果を定数等とも比べ、質を高めつつ、財政効果も出していくこととしており、ある程度の見込みを立てることはできるのではないかと。そうすると、少なくとも平成28年度に具体的な職場で取組が出てこなければならず、平成28年度にコンサルティング業務委託の費用が出てくる等、予算的な部分も出てくるため、すぐにどこかの職場でこういった見直しを行うのではない。そのため、平成28年度は、出す内容としては十分でない。

(市長)現業パートは恐らくかなりの効果が出るかと思う。後は、計上の仕方を、金額ベースにするのか定数ベースにするのかということだが、とにかく今の定数を維持し続けることが難しい時代というのは間違いない。

- ・昔は大枠としての定数削減というのを、このぐらいは削減しなければどうしようもないと決めていたが、今は定数設定をしていないのか。

(市長)業務分析の中身を見ながら、全体像を見て、大枠を皆で共有しながら、個別に落とし込んでいくことになる。来年度予算に業務分析に係る費用を計上し、春からは業務分析入っていく。全局ご協力いただくので、よろしくお願ひしたい。

2 「地方税に関する賦課徴収事務 全項目評価書」にかかる特定個人情報保護評価について

資産統括局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・補足で、地方税に関する賦課徴収事務 全項目評価書(素案)に係るパブリックコメントの結果を受けて、委託業者名を追記するということになったが、この案件だけでなく、同様の作業が他にもあり、第三者点検を実施している情報公開・個人情報保護審査会が他の案件に

についても同様の取扱いをすべきであるという意見をいただいている。そのため、既に終了している、国民年金、児童手当、介護保険についても業者名が決まっているため、委託業者名を追記して、改めてホームページに掲載してもらう必要がある。本来、内容が変わるとパブリックコメントや第三者点検を行うことになっているが、今回の件は軽易な変更ということで、改めてパブリックコメントや第三者点検は要しないということで整理している。

(市長) 今作成中の各事務に伴う特定個人情報保護評価だが、出来上がると基本はホームページで公表すると思うが、紙媒体での公表も行うのか。

・ホームページでの公表と国への報告しか行っていない。

(市長) 委託業者名の部分だけが変わっただけなのに、全てを作り直す必要はないと思い、変更が頻繁にあるものは、委託業者の部分だけ別紙で付けるなど、固定部分と別で、どこの部分が変わったかわかるような表示の仕方が良いと思ったが、ホームページに掲載するだけであれば、むしろ本文ごと変わっているほうが良いということなのか。技術的なことは、全庁統一的に行うこと。

・様式が国で決められているので、ホームページのみとし、紙では行っていない。

(市長) 委託業者に、公表されていることで、緊張感を持ってもらうという意図かと思うので、ホームページに掲載するときに、今の各委託業者の現状として、別で一目で見れる一覧表を作る工夫等も必要かもしれない。

3 「個人番号の利用等に関する方針について(素案)」に対する市民意見公募手続の実施について

総務局長から資料に基づき報告。

4 自治基本条例の条例案作成に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

市民協働局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

・言葉の定義はこれから詰めていくものと思うが、最終ページの中で、例えば「各主体の権利と責務」の中の「市民」の中に「町会」とあるが、「町会」という言葉は今まで尼崎市の中であまり使われてこなかったイメージのある言葉の一つだが、新しい定義ということか。

新しい定義を作っていく予定はない。

・条例となると言葉の定義をしていくことになると思うが、それに対する権利と責務になってくるので、ここでいう「町会」というのは地域のまとまりという意味合いぐらいか。

自治会や支援型組織のイメージであり、「町会」という定義はしないと思う。社会における自治組織という意味合いである。

(市長) 結論としてどうすべきかは別問題だが、フォーラム等でも、社会福祉協議会の方からは、社会福祉協議会の位置づけをしてほしいというリクエストは発言として出ている。もう一点は、コンパクトな尼崎でも、地区によって人口の推移や課題が異なっている。それぞれの地域ごとに自分たちのまちの現状を共有して対応していくという、地区別の取組をしていくほうが良い

のではというアドバイスをいただいている。もう一点、これまで私の選挙公約含めて、地域振興センターの機能強化という表現を使ってきており、「機能強化」という言葉が独り歩きすると、逆に依存を高めてしまうという懸念もあり、各地区の皆様と一緒に機能を再構築していくということで、「再構築」という表現に改めている。これまで、行政と地域がある種の共依存関係であったが、この共依存関係がこのままでは持たないという状況が今の時代だ。私たち行政のあり方も非常に大きく問われている時代だということを強く意識しながら、行政と市民のお互いが主体性をもって、この条例を作り上げることが出来れば、今後のへの足がかりになると考えているので、よろしく願いしたい。

5 その他

- ・経済環境局長から、第31回尼崎市農業祭について説明。

以上